

Letter to the editor

本誌 52 巻 10 号特集「義肢装具治療の最前線」における「電動車椅子」(高塩純一著)につきまして、読者の方より指摘を二点いただきましたので、下記に回答いたします。

1

本稿で取り上げられている Multilocomotor や Baby Loco, Carry Loco は、当該製品自体にシートやバックサポートなどの身体支持部がなく、日本産業規格(JIS 規格)における「電動車椅子」の規格を満たしていないことから、現行の補装具費支給制度の基準における補装具には該当せず、「移動支援機器」となるのではないのでしょうか。

本稿では、電動車椅子などに関して単なる移動機器ではなく、発達保障の立場からも重要なツールとしてご解説をいただきました。それにあたり、現行の補装具費支給制度の基準に該当する「電動車椅子」よりも広い概念として、電動移動機器(PMD)という語を用いてご解説いただきましたが、「補装具」や「電動車椅子」と混同させてしまう記述となり、申し訳ございませんでした。以下に補装具費支給制度における電動車椅子の定義を示します。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

電動車椅子 「電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016 に定める構造を有するもの(パワーアシスト式に限る。)及び JIS T 9203-2016 に定める構造を有するものをいい、(略)必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。(以下略)」

2

本稿の p1053 において、「令和 6 年 4 月 30 日障発 0430 第 3 号「電動車椅子に係る補装具費について」の廃止についての発令があったが、詳細は一つ書かれておらず現場では対応に苦慮している。」と記載されていますが、同通知の本文においては、「今般、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について」(平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で定める補装具費支給事務取扱指針の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されたことに伴い、「電動車椅子に係る補装具費の支給について」(平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を廃止することとした(略)」とされており、「補装具費支給事務取扱指針」に詳細が定められたことが示されています。

ご指摘の通り「電動車椅子に係る補装具費の支給について」(平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)が廃止されても、新たに補装具費支給事務取扱指針の別表 1 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000922965.pdf>) に補装具の対象者等が詳細に書かれております。編集室の確認不足により、指針改正にご尽力された方々にご懸念を抱かせることとなりました点につき、お詫びを申し上げます。

『総合リハビリテーション』編集委員会
株式会社医学書院